

岐阜県公報

号 外 (7) 令 和 五 年 四 月 一 日

目 次

教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	(教育総務課)	二
博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則	(同)	五
教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	七
岐阜県教職員保健審査会規則の一部を改正する規則	(同)	七
岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	(同)	八
岐阜県教育職員免許状再授与審査会規則	(義務教育課)	八
岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則	(同)	九
岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則	(同)	九
岐阜県地方産業教育審議会規則の一部を改正する規則	(高校教育課)	〇
岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則	(教育管理課)	〇
教育委員会訓令甲		
岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程の一部を改正する訓令	(教育総務課)	〇
岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令	(同)	一
岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	(同)	一
岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令	(教育管理課)	一

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会自動車等管理規程の一部を改正する訓令	(教育総務課)	一一
岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令	(教育管理課)	一六

岐阜県公報 号外 毎週 (金曜日)

発行 (休日) ときは翌日

令和五年四月一日

教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第四号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

課 名	係 名
教育総務課	管理調整係、職員係、政策企画係、教育企画係
義務教育課	管理調整係、小中教科教育係、小中総合支援係、小中人権教育係、小中学校人事係、免許係、給与係
高校教育課	管理調整係、高校教科教育係、高校総合支援係、産業教育係、高校人権教育係、県立学校教員人事係、給与係
特別支援教育課	管理調整係、特別支援教育企画係、発達障がい教育係
教育研修課	管理調整係、研修企画係、研修第一係、研修第二係、情報研修係
体育健康課	管理調整係、学校保健係、学校給食係、学校体育係、部活動改革係
学校安全課	管理調整係、学校安全係、生徒指導係、地域支援係、教育相談係
教育管理課	管理調整係、文書法規係、管理指導係
教育財務課	管理経理係、助成係、施設第一係、施設第二係、技術係、情報基盤係

第三条の表を次のように改める。

課 名	分 掌 事 務
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> 一 教育委員会における県民の窓口に関すること。 二 教育委員会における議会の窓口に関すること。 三 教育委員会の会議に関すること。 四 教育委員会委員の秘書に関すること。 五 教育委員会の政策の総合的な企画立案及び調整に関すること。 六 自治体教育の推進に関すること。 七 教育委員会の事務事業の点検及び評価に関すること。 八 県立高等学校（県立中高一貫教育校を含む。）の設置及び廃止に関すること。 九 県立高等学校の課程及び学科の設置及び廃止に関すること。 十 県立高等学校の入学定員に関すること。 十一 事務局の組織及び編制に関すること。 十二 職員（学校に勤務する職員を除く。）の任免、分限、職務、給与その他の人事及び勤務条件に関すること。 十三 栄典、ほう賞及び表彰に関すること。 十四 広報及び広聴に関すること。 十五 教育に係る調査及び統計に関すること。 十六 予算の編成及び決算に関すること。 十七 教育事務所に関すること。 十八 事務局内各課の連絡調整に関すること。 十九 新型コロナウイルス感染症対策の総合的な調整に関すること。 二十 職員の福利厚生及び保健に関すること。 二十一 公務災害補償に関すること。 二十二 恩給及び退職料に関すること。 二十三 公立学校共済組合岐阜支部及び一般財団法人岐阜県教職員互助組合に関すること。 二十四 他課の所掌に属さない事務に関すること。
義務教育課	<ul style="list-style-type: none"> 一 市町村立の小中学校、中学校及び義務教育学校（以下「市町村立小中学校」という。）の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。 二 市町村立小中学校の学校教育の調査研究に関すること。 三 市町村立小中学校の学校教育の教科等の指導に関すること。 四 市町村立小中学校の教科書その他の教材の取扱いに関すること。

<p>高校教育課</p> <p>一 県立高等学校の管理（教育課程上の教育活動の指導に関するものに限る。）に関すること。</p> <p>二 県立高等学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。</p> <p>三 県立高等学校の学校教育の調査研究に関すること。</p> <p>四 県立高等学校の学校教育の教科等の指導に関すること。</p> <p>五 県立高等学校の教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>六 県立高等学校の教育研究団体（教育研究部会）の指導及び助言に関すること。</p> <p>七 県立高等学校の生徒の入学、就学及び退学に関すること。</p> <p>八 県立高等学校の入学者選抜に関すること。</p> <p>九 産業教育の振興及び指導に関すること。</p> <p>十 県立高等学校の人権教育に関すること。</p>	<p>こと。</p> <p>五 市町村立小中学校の教育研究団体（教育研究部会）の指導及び助言に関すること。</p> <p>六 幼稚園教育に関すること。</p> <p>七 へき地教育の指導に関すること。</p> <p>八 市町村立小中学校の人権教育に関すること。</p> <p>九 市町村立小中学校のPTAに関すること。</p> <p>十 市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校に勤務する職員の任免、分限、服務、給与その他の人事及び勤務条件に関すること。</p> <p>十一 市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校に勤務する職員の人事評価に関すること。</p> <p>十二 市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校の学級編制及び教職員定数に関すること。</p> <p>十三 教育職員の免許に関すること。</p> <p>十四 市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校に勤務する職員の退職手当に関すること。</p> <p>十五 市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校に勤務する職員の児童手当に関すること。</p> <p>十六 市町村教育委員会、市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校の組織及び運営に関すること（市町村立小中学校、岐阜市立岐阜特別支援学校及び幼稚園の設置及び廃止を含む。）。</p> <p>十七 公立専修学校及び公立各種学校に関すること。</p> <p>十八 市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校の女性教職員の活躍の推進に関すること。</p>
<p>特別支援教育課</p> <p>一 県立特別支援学校の設置、管理（教育活動並びに児童及び生徒に関するものに限る。）及び廃止に関すること。</p> <p>二 県立特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導の支援に関すること。</p> <p>三 公立学校の特別支援教育の調査研究に関すること。</p> <p>四 県立特別支援学校の学校教育の教科等の指導に関すること。</p> <p>五 県立特別支援学校の教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>六 特別支援教育の教育研究団体の指導及び助言に関すること。</p> <p>七 県立特別支援学校の児童及び生徒の入学、就学及び退学に関すること。</p> <p>八 県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学定員並びに入学者選抜及び入学者選考に関すること。</p> <p>九 県立特別支援学校の人権教育に関すること。</p> <p>十 県立特別支援学校のPTAに関すること。</p> <p>十一 県立特別支援学校の課程、学部及び学科の設置に関すること。</p> <p>十二 公立学校の特別支援教育の推進に関すること。</p> <p>十三 特別支援教育の就学奨励に関すること。</p> <p>十四 障害のある児童及び生徒に関する教育相談に関すること。</p>	<p>十一 県立学校のPTAに関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十二 学校に勤務する職員の任免、分限、服務、給与その他の人事及び勤務条件に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十三 学校に勤務する職員の人事評価に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十四 学級編制及び教職員定数に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十五 学校及び事務局に勤務する職員の退職手当に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十六 学校及び事務局に勤務する職員の児童手当に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十七 県立学校の管理（組織及び編制に関することに限る。）に関すること。</p> <p>十八 市町村立学校の組織及び運営に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十九 女性教職員の活躍の推進に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p>

室	係	<p>第三条の二第二項中「次の表の上欄に掲げる課」を「教育総務課」に、「同表の中欄」を「次の表の上欄」に改め、同項の表を次のように改める。</p>	<p>教育研修課</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教育職員の研修に関すること。 二 教育関係機関との連携に関すること。 三 教育関係資料の収集に関すること。 四 総合教育センターの施設運営に関すること。 	<p>体育健康課</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校保健に関すること。 二 学校給食及び学校における食育に関すること。 三 学校体育に関すること。 四 運動部活動に関すること。 五 部活動改革に関すること。 	<p>学校安全課</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校安全に関すること。 二 生徒指導に関すること。 三 学校における情報モラルに関すること。 四 教育相談に関すること。 	<p>教育管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 文書の管理に関すること。 二 公印に関すること。 三 公文書の公開等情報公開及び個人情報保護の保護に関すること。 四 法令の解釈及び適用上の疑義に係る助言等並びに法令に基づき事務処理の推進に関すること。 五 教職員の懲戒に関すること。 六 教育に係る苦情等及びその調整に関すること。 七 教育に係る苦情等の対応の審査に関すること。 八 ハラスメント及び過労死等の防止に関すること。 九 教職員の勤務環境の改革に関すること。 	
<p>岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会</p>	<p>岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会</p>	<p>岐阜県立高等学校入学者選抜に関する事項についての調査審議に関する事務</p>	<p>教育総務課</p>	<p>教育総務課</p>			

<p>教育対策調整室</p>	<p>教育対策調整係</p>	<p>福利厚生室</p>	<p>厚生係、健康管理・公務災害係</p>	<p>第三条の二第二項の表教育対策調整室の項中「前条の表教育総務課の項第二十号」を「前条の表教育総務課の項第十九号」に改め、同表ICT教育推進室の項を削り、同表福利厚生室の項中「前条の表教職員課の項第五号、第六号、第七号（恩給及び退職料に関することに限る。）及び第九号」を「前条の表教育総務課の項第二十号から第二十二号まで」に改める。</p> <p>第八条の四の二を削る。</p> <p>第八条の五及び第八条の六を次のように改める。</p> <p>第八条の五 義務教育課及び高校教育課に女性教職員活躍推進監を置き、事務職員をもちて充てる。</p> <p>2 女性教職員活躍推進監は、女性教職員の活躍の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。</p> <p>第八条の六 高校教育課に教員人事管理監を置き、事務職員をもちて充てる。</p> <p>2 教員人事管理監は、県立学校の教員の人事その他特に命ぜられた事務を処理する。</p> <p>第八条の十二を第八条の十四とし、第八条の九から第八条の十一までを二条ずつ繰り下げ、第八条の八の次に次の二条を加える。</p> <p>第八条の九 教育管理課に管理指導監及び地域管理監を置き、事務職員をもちて充てる。</p> <p>2 管理指導監は、上司の命を受け、その担任意務を処理するほか、課長を補佐し、課の予算、人事その他の内部管理事務を掌理する。</p> <p>3 地域管理監は、上司の命を受け、その担任意務を処理する。</p> <p>第八条の十 教育財務課に教育施設整備監を置き、技術職員をもちて充てる。</p> <p>2 教育施設整備監は、教育施設の整備その他特に命ぜられた事務を処理する。</p> <p>第十七条の表を次のように改める。</p>	
<p>名 称</p>	<p>所 掌 事 務</p>	<p>名</p>	<p>所 掌 事 務</p>	<p>名 称</p>	<p>所 掌 事 務</p>

岐阜県教育職員保健審査会	調査審議に関する事務 事務局及び教育機関の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員の健康管理に関する事項についての調査審議に関する事務	教育総務課
岐阜県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第八条の規定により、県教育委員会に諮問に応じ、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他教科用図書の採択に関する事務についての指導、助言、援助に関する重要事項及び教科用図書の採択に関する事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関し必要と認める事項を県教育委員会に建議する事務	義務教育課
岐阜県教育職員免許状再授与審査会	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第六項に規定する特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する事項についての調査審議に関する事務	義務教育課
岐阜県地方産業教育審議会	産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十二条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び県教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	高校教育課

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

岐阜県いじめ防止等対策審議会	県立学校におけるいじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二十八条第一項に規定する重大事態及び岐阜県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策についての調査審議に関する事務	学校安全課
岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会	教職員のハラスメント又は業務における過重な負荷等による死亡等の重大事態に関する事項等の調査審議に関する事務	教育管理課

岐阜県教育委員会規則第五号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和二十七年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

（登録の申請）

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十二条に規定する登録の申請は、別記第一号様式を教育委員会に提出して行うものとする。（博物館の体制に関する基準）

第二条 法第十三条第一項第三号の教育委員会の定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博

博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号及び第四条第一号において同じ。)並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。

二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

第六条を削る。

第五条の見出し中「届け出」を「届出」に改め、同条中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に、「届け出は」を「届出は」に、「その事由の生じた日から二十日以内に別記第五号様式」を「別記第四号様式」に、「教育委員会に届け出なければならない」を「行うものとする」に改め、同条を第七条とする。

第四条の見出しを「変更の届出」に改め、同条中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「登録事項等の変更の届け出」を「変更の届出」に、「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に、「直に教育委員会に届け出なければならない」を「行うものとする」に改め、同条ただし書を削り、同条を第六条とする。

第三条中「第十条の規定による」を「第十四条第一項の」に、「別記第三号様式による」を、「別記第二号様式によるものとする」に改め、同条を第五条とする。

第二条の次に次の二条を加える。

(博物館の職員に関する基準)

第三条 法第十三条第一項第四号の教育委員会の定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 前条第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

二 学芸員が置かれていること。

三 前条第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準)

第四条 法第十三条第一項第五号の教育委員会の定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

本則に次の一条を加える。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別記第一号様式を次のように改める。

別記
第一号様式

博物館登録申請書	
事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
<p>博物館法第十二条の規定により、左記書類を添付し、右のとおり登録を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>設置者 氏 名</p> <p>岐阜県教育委員会 様</p> <p>記</p> <p>一 館則の写し</p> <p>二 博物館法第十三条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類</p> <p>三 その他岐阜県教育委員会の定める書類</p>	

別記第二号様式を削り、別記第三号様式を別記第二号様式とする。
 別記第四号様式中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同様式を別記第三号様式とする。

別記第五号様式中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同様式を別記第四号様式とする。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第六号

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「第八号まで及び第十号」を「第十五号まで（第五号を除く。）」に、「第十号にあつては」を「第六号及び第十号から第十二号までにあつては公表に係る部分、第十五号にあつては」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教職員保健審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第七号

岐阜県教職員保健審査会規則の一部を改正する規則

岐阜県教職員保健審査会規則(平成十年岐阜県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第八条中「教育委員会事務局教職員課福利厚生室」を「教育委員会事務局教育総務課福利厚生室」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第八号

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「第十条」を「第十一条」に改め、同項中第十号を第十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

十四 博物館法施行規則第二十六条の規定による報告の要求

第三条第一項第九号を削り、同項第八号中「第二十四条」を「第二十五条」に、「博物館に相当する施設の指定の取消し」を「報告の受理」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「第二十九条」を「第三十一条第一項から第四項まで」に改め、「指定」の下に「及び指定の取消し、公表並びに指導及び助言」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第六号中「第十五条第二項」を「第二十条第二項」に改め、「抹消」の下に「及び公表」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第五号中「第十四条第一項」を「第十九条第一項及び第三項」に改め、「取消し」の下に「及び公表」を加え、同号を

同項第十号とし、同号の前に次の三号を加える。

七 博物館法第十六条の規定による定期報告の受理

八 博物館法第十七条の規定による報告又は資料の提出の要求

九 博物館法第十八条第一項及び第二項の規定による勧告及び命令

第三条第一項第四号中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に改め、「変更登録」の下に「及び公表」を加え、同号を同項第六号とし、同号の前に次の二号を加える。

四 博物館法第十三条第三項(博物館法第十八条第三項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取

五 博物館法第十四条第二項の規定による公表

第三条第二項中「第九号及び第十号」を「第五号、第六号、第十号から第十二号まで及び第十五号」に、「第十号にあつては、」を「第六号及び第十号から第十二号までにあつては公表に係る部分、第十五号にあつては」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第九号

岐阜県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則(令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。)(第六条の規定に基づき、岐阜県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)(の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審査会は、教育委員会の諮問に応じ、特定免許状失効者等(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号。以下「法」とい

う。(第二條第六項に規定する特定免許状失効者等(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第五條第一項各号のいずれかに該当する者を除く。)をいう。以下同じ。)に対する免許状の再授与に関する事項を調査審議する。

(組織)

第三條 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 省令第三條第一項の児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

- 一 法律、医療、心理、福祉、教育、犯罪をした者の更生又は児童生徒性暴力等(法第二條第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。)の被害者の保護に関する専門的な知識及び経験を有する者
- 二 その他教育委員会が適当と認める者

(会議)

第四條 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

3 審査の対象となる特定免許状失効者等と利害関係を有する委員は、会議の議決に加わることができない。この場合において、議決に加わることができない委員の数は、省令第五條第二項に規定する会議に出席した委員の数に算入しない。

(委員の服務)

第五條 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第六條 審査会の庶務は、教育委員会事務局義務教育課において処理する。

(委任)

第七條 この規則に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第十号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員免許法施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第四十八号・岐阜県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第六号中「第七條第一項の表備考第四号」を「第七條第一項の表備考第六号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第十一号

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

本則の表中	三、八九一人	三八五人	七人	九三人	六、六四七人
を	三、九四一人	三八七人	七人	八九人	六、七一八人
に改める。					

一八〇人	一八三人
四五人	四五人
四人	四人
一九六人	二〇〇人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県地方産業教育審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第十二号

岐阜県地方産業教育審議会規則の一部を改正する規則

岐阜県地方産業教育審議会規則（昭和二十七年岐阜県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「教育委員会事務局学校支援課」を「教育委員会事務局高校教育課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第十三号

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「室長印」を削る。

第四条の表室長印の項を削る。

別表中第八号を削り、第九号を第八号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

訓 令

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手續に関する規程（昭和四十一年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第十号の三中「を再任用し」を「の暫定再任用を行い」に、「再任用した」を「暫定再任用をされた」に改める。

附 則
この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会訓令甲第二号

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
事務局一般
各県立学校

令和五年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程（平成九年岐阜県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「教職員課」を「高校教育課」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会訓令甲第三号

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
事務局一般
各県立学校

令和五年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程（平成十年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「教職員課長」を「教育総務課福利厚生室長」に改め、同条第四号中「教職員課福利厚生室」を「教育総務課福利厚生室」に改め、同条第五号中「教職員課」を「教育総務課」に改める。

第十条第三項中「教職員課福利厚生室長」を「委員長」に改め、同条第四項中「教職員課福利厚生室」を「教育総務課福利厚生室」に改める。

第十四条第四項中「教職員課福利厚生室」を「教育総務課福利厚生室」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会訓令甲第四号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「管理調整監 事務局組織規則第六条の二第二項」を「管理調整監等事務局組織規則第六条の二第二項」に改め、「の管理調整監」の下に「及び事務局組織規則第八条の九第一項の管理指導監」を加える。

別表中「公文書記号表」を「各課等の記号」に改め、同表教育管理課の項から教職員課の項までを次のように改める。

義務教育課	義務教育課
高等学校教	高等学校教
特別支援教育課	特別支援教育課

別表学校安全課から体育健康課までの項を次のように改める。

体育健康課	体育健康課
体育健康課	体育健康課

学	校	安	全	課	学
教	育	管	理	課	教
教	育	財	務	課	教
財	管	安			

附 則
この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会自動車等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会自動車等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会自動車等管理規程（平成十二年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「別記第三号様式」の下に「又は別記第三号様式の二」を加える。
別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第11条関係)

年 月

作業点検カード

安全運転 管理者	副安全運 転管理者	整備 管理者	主 任

登録番号

良は○、否は×

No.	時 期 検 査	点 検 項 目	日																														
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1	前 日 一 回	ブレーキ※1	踏みしろは適当で、ききが十分か ブレーキの液量は適当か 駐車ブレーキの引きしろは適当か																														
2	運 行 の 開 始	タイヤ※2	空気圧は適当か 摩擦及び損傷はないか 溝の深さは十分か																														
3	運 行 の 開 始	灯火装置及び 方向指示器	点灯又は点滅はよいか 汚れ及び損傷はないか																														
4	運 行 中 の 運 転	エンジン	かみり具合はよいか、異音はないか フレン・ベルトの張り具合は適当で、 損傷はないか オイル及び冷却水の量は適当か																														
5	運 行 中 の 運 転	バッテリー	バッテリーの液量は適当か																														
6	運 行 中 の 運 転	クランプ・クランプ シヤ及びワイ パー	クランプの液量は適当か ワイパーの拭拭状態はよいか																														
備 考			1 ～ 6 以外の故障を記入すること																														

※1 エア・ブレーキ装着車については、併せて空気圧の上がり具合はよいか、ブレーキ・バルブからの排気音は正常か及びエア・タンクに凝水はないかを点検すること。
※2 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車については、併せてホールの取付状態(ナット及びボルトに脱落、折損、緩みはないか等)を点検すること。

月始メーター指数	km
月末メーター指数	km
当月走行km数	km

別記第三号様式中

管理者認 印	安全運転 管理者認 印	副安全運 転管理者 認印
-----------	-------------------	--------------------

を

管理者確 認	安全運転 管理者確 認	副安全運 転管理者 確認
-----------	-------------------	--------------------

に改

め、同様式注中第三号を第四号とシ、第二号を第三号とシ、第一号を第二号とシ、同号の前に次の一号を加える。

- 1 この様式は、道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者を選任している所屬以外の所屬が使用すること。

別記第三号様式の次に次の様式を加える。

第3号様式の2 (第13条、第15条関係)

自 動 車 等 運 転 台 帳

車 種

車両番号

使 用 承 認

運 転 報 告

管理 者 確 認	安全運 転管理 者 確 認	副安全運 転管理 者 確 認	使用 予 定 日 時	行 先	使用 の 理 由	使用 者 氏 名	管理 者 確 認	安全運 転管理 者 確 認	副安全運 転管理 者 確 認	出 発 時				帰 着 時				特 記 事 項	記 録 事 項
										日 時 及 び 同 距 離 計 指 数	日 分 km	有 無	酒 気 帯 び の 有 無	酒 気 帯 び の 有 無	酒 気 帯 び の 有 無	酒 気 帯 び の 有 無	酒 気 帯 び の 有 無		
			年 月 日 時 分 分 日							月 時 日 分 km	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
			年 月 日 時 分 分 日							月 時 日 分 km	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
			年 月 日 時 分 分 日							月 時 日 分 km	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
			年 月 日 時 分 分 日							月 時 日 分 km	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
			年 月 日 時 分 分 日							月 時 日 分 km	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
			年 月 日 時 分 分 日							月 時 日 分 km	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
			年 月 日 時 分 分 日							月 時 日 分 km	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
			年 月 日 時 分 分 日							月 時 日 分 km	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
			年 月 日 時 分 分 日							月 時 日 分 km	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			

(注) 1 この様式は、道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者を選任している所屬が使用すること。
 2 使用者氏名欄には、運転者及び同乗者を記入し、運転者に・印を記入すること。
 3 確認者氏名確認方法欄には、酒気帯びの確認を行った者が安全運転管理者ではない場合の確認者名、確認方法が対面ではない場合の具体的方法等を記入すること。
 4 特記事項欄には、交通事故等特記すべき事項を記入すること。
 5 記録事項欄には、燃料の受入数量、オイル交換、ガラス交換、オイル交換、オイル交換、オイル交換等の状況を記入すること。
 6 酒気帯びの確認については、目視等による確認のほか、アルコール検知器を用いた確認を行うこと。

別記第六号様式中「㊦」を削り、「㊧」を「㊨」に、「見とおし」を「見通し」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「第八条の四の二」を「第八条の九第一項」に改め、同条第十三号中「第八条の十二第一項」を「第八条の十三第一項」に改める。

第二十条中「第九号及び第十号」を「第五号、第六号、第十号から第十二号まで及び第十五号」に、「第十号にあつては、」を「第六号及び第十号から第十二号までにあつては公表に係る部分、第十五号にあつては」に、「係にあつては」を「係にあつては」に改める。

別表第二二の項を削り、同表一の項中「岐阜県情報公開条例」の下に「平成十二年岐阜県条例第五十六号。」を加え、同項第一号中「の公文書の公開の請求に対する決定等」を「及び第二項の規定による公文書の公開請求に対する決定及び通知、同条第四項の規定による公開決定等の期間の延長及び通知並びに同条第五項の規定による通知」に改め、同項を同表二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号、以下この項中「法」とい

1 法第八十二条の規定による保有個人情報の開示請求に対する決定及び通知、条例第三条第二項の規定による開示決定等の期間の延長

う。）及び岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年岐阜県条例第四十一号、以下この項中「条例」といふ。）の施行事務

及び通知並びに条例第四条の規定による通知
2 法第九十三条の規定による保有個人情報の訂正請求に対する決定及び通知、法第九十四条第二項の規定による訂正決定等の期間の延長及び通知並びに法第九十五条の規定による通知
3 法第一百一条の規定による保有個人情報の利用停止請求に対する決定及び通知、法第一百一条第二項の規定による利用停止決定等の期間の延長及び通知並びに法第一百三十三条の規定による通知

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社